

「三重県ひきこもり支援推進計画」（中間案）について

1 計画の位置づけ

「三重県ひきこもり支援推進計画」～誰もが自分らしい生き方をリ・デザインできる社会へ～ は、「三重県地域福祉支援計画」に基づくひきこもり支援の指針として、ひきこもり支援に向けた施策の方向性などを明らかにした計画です。

今後、「三重県ひきこもり支援推進委員会」および「三重県ひきこもり対策検討会議」等の議論をふまえ、中間案をとりまとめます。（資料1 別冊のとおり）

2 計画（中間案）のポイント（骨子案からの変更点）

（1）ひきこもり支援に係る現状と課題（別冊 7～15、18 ページ）

本年度実施した「民生委員・児童委員へのアンケート調査」および「地域包括支援センター等へのアンケート調査」の主な結果概要、ひきこもり経験者や家族会への意見聴取の結果について追加します。

また、「支援機関とその役割」について、「市町保健センター」を追加します。

（2）取組方向（別冊 27、29～33 ページ）

「基本的な取組の方向性（施策展開の柱）」の6つの柱に沿って、具体的な取組の方向性を整理します。

① 情報発信・普及啓発

○ひきこもりに関する正しい理解の促進

・県民の皆さんのひきこもりに対する誤解や偏見を解消するため、本計画の周知とともに、ひきこもりに関する正しい理解を深める啓発活動などを進めます。また、普及啓発にあたっては、講演会の定期的な開催など、効果的な取組を行います。

○支援機関からの情報発信（情報を届けるアウトリーチ）

・ひきこもり当事者やその家族にとって必要な支援情報が適切に届けられるよう、あらゆる媒体を活用し、支援機関から積極的な情報発信を行います。また、ひきこもり当事者やその家族の置かれている状況をふまえ、デジタル技術を活用したプッシュ型の情報発信についても検討します。

・就職氷河期世代のひきこもり当事者やその家族に対して、SNS を活用したきめ細かな情報発信を行います。

○市町における相談窓口の明確化・周知等の促進

・ひきこもり当事者やその家族が安心して支援機関につながり、適切な支援が受けられるよう、市町におけるひきこもり相談窓口の明確化・周知および市町プラットフォームの構築を、未設置の市町に対して働きかけます。

② 対象者の状況把握・早期対応

○対象者への早期対応（潜在的な当事者へのアプローチも含む）

・ひきこもり支援の開始が早ければ早いほど回復への近道になることから、ひきこもり当事者を早期に把握し、適切な支援機関につなげるための仕組みづくりを進めます。そのため、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った包括的な支援体制の充実に向けて、複数市町などが連携した事例検討等を行う場を提供します。

・義務教育修了後進路が決まらなかったり、進学しても中退したり、就職しても退職するなどにより、ひきこもり状態に陥ることのないよう、潜在的な当事者を早期に把握し、適切な支援機関につなげるための取組を進めます。

・「8050問題」にみられるように、ひきこもり当事者の生活が成り立たなくなっただけからしか表面化しない問題に対しても、困難な状態に陥る前の早い段階で把握することができる支援体制を検討します。

・地域包括支援センターが高齢者への支援を行う中で、ひきこもり当事者を把握した際に、適切な支援窓口につなげられるよう、ひきこもり支援窓口を周知するなど、地域包括支援センターへの働きかけを進めます。

○適切なアセスメントの推進

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、相談支援者向けの「ひきこもり相談支援マニュアル」（平成27年3月）の策定以降の経験・実践、新たな課題等をふまえて、本マニュアルを改めて見直すとともに、多くの支援者に積極的に活用していただけるよう働きかけます。

○教育相談の実施

・子どもたちの心の問題の解決に向け、幼児から高校生までの子ども、保護者、教職員を対象に、臨床心理相談専門員（臨床心理士）を中心に専門的な教育相談を面談や電話で行うとともに、中学生、高校生を対象に、多言語で相談できる「子どもSNS相談みえ」を実施します。

③ 家族支援

○家族への相談支援

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり当事者の家族への専門相談に加え、ひきこもりに関する正しい知識や情報、対応方法等を学ぶ「家族教室」や家族同士の交流を中心にした「家族のつどい」を実施します。

・家庭内暴力が予想される場合の適切な対処法について、ひきこもり当事者の家族や支援者への周知を進めます。

○家族会への支援

- ・県内で開催されている家族会の主体的な活動を活性化するため、家族会の支援に向けた取組を検討していきます。

④ 当事者支援

○当事者への相談支援

- ・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、ひきこもり当事者への専門相談を行うとともに、ひきこもりの背景に精神障がいや発達障がいの疑いがあるケースの場合には、ひきこもり当事者を適切な医療機関へつなぎ、専門的な医療支援を受診できるようにサポートします。
- ・高校生段階で不登校や休学、中途退学により学校と関わりが希薄となる子どもたちに学習支援や自立支援を行うため、県立の教育支援センターの設置に向けた実証研究に取り組み、社会的自立の促進、将来的なひきこもりの防止につなげます。
- ・教育支援センターにスクールカウンセラーとスクールソーシャルワーカーを配置し、心理や福祉の専門的見地からの支援や相談を行うなど、教育支援センターを核とした不登校児童生徒への支援に取り組みます。

○アウトリーチ（訪問型）支援の充実

- ・三重県ひきこもり地域支援センターに支援員を配置するとともに、多職種連携チームを設置し、支援や介入の必要性の判断が困難であり、より高い専門性が求められるひきこもり当事者への訪問支援を充実します。
- ・精神的医療を必要とするひきこもり当事者に対して、アウトリーチチームによる医療・保健・福祉サービスを包括的に提供する訪問支援を進めます。
- ・三重県生活相談支援センターに相談支援員やアウトリーチ支援員を配置し、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った伴走型支援を進めます。
- ・不登校支援アドバイザーの助言を得ながら、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーと連携して、教育支援センターを中心とした不登校児童生徒への訪問型支援に取り組みます。

○当事者会の設置に向けた支援

- ・県内にはひきこもり当事者同士で自由に交流できる場や機会がないことから、当事者会の設置に向けた働きかけを進めます。

⑤ 社会参加支援

○集団の場への参加支援

- ・社会参加への最初のステップとして、ひきこもり当事者が家庭以外に安心できる場や人とつながる機会を提供する「居場所」づくりについて、デジタル技術の活用を含め、市町等と連携した取組を進めます。また、「居場所」づくり等を通じて、ひきこもり当事者の支援ニーズに基づき、多様な経験や体験活動等を選択できる機会や場を提供していくことも検討します。

・地域で子どもを支えていきたい思いのある企業や民間団体、市町等と子ども食堂をつなぎ、さまざまな支援機能をもった子どもを支える居場所づくりを推進するとともに、子どもの居場所づくりに取り組む団体等を支援します。

・フリースクール等の民間施設等が行う不登校児童生徒の社会的自立に向けた体験学習等への支援を行います。

○段階的的社会参加への支援（就労支援も含む）

・ひきこもり当事者が就労につながるための、一步手前の試行的な就労の練習や訓練の機会、場を提供するための取組を検討します。

・生活困窮者自立支援制度に基づく就労準備支援事業について、三重県生活相談支援センターが県福祉事務所と連携し、事業所の開拓等を進めるとともに、市町に対して積極的に取り組むよう働きかけます。

・発達障がいや精神障がいのあるひきこもり当事者に対しては、ニーズに応じて障害者総合支援法に基づく就労系障害福祉サービスや生活支援に係る福祉サービス等の利用につながるよう、市町に対して働きかけます。

・地域若者サポートステーションをはじめ、農福連携に取り組む福祉事業所や農業者等と連携し、ひきこもり経験があるなど生きづらさや働きづらさを感じている若者等を対象として、実証事業で策定した「農業就労促進プログラム」を活用した就農体験を促進するとともに、体験の受入れが可能な農業者のリスト化を進め、農業を通じた就労や社会参加を促進する仕組みづくりに取り組みます。

・ひきこもり当事者が多様な生き方を選択できるよう、ICTを活用した職業体験を行う機会を提供する支援を行います。

・就職氷河期世代のひきこもり当事者を対象に、地域若者サポートステーション等の就労支援機関と福祉、保健等の関係機関が連携し、相談から就職までの一貫した支援を行います。

・ひきこもり当事者は、就労後も孤立感を感じる（「外ごもり」の状態になる）ことが少なくないことから、再びひきこもり状態に陥ることのないよう、当事者に寄り添った継続的な支援を行います。

・不登校等のため小学校、中学校に十分通えなかったひきこもり当事者に対し、夜間学級体験教室「まなみえ」を開催し、学習面に関する支援を行います。

⑥ 多様な担い手の育成・確保

○相談員・支援員の育成・確保

・三重県ひきこもり地域支援センターにおいて、教育・保健・福祉・医療・雇用等のさまざまな分野でひきこもり支援に関わる方を対象にした「ひきこもり支援者スキルアップ研修」を実施します。

・市町における包括的な支援体制の整備に向けて必要な人材を確保するため、複合的な課題を抱える相談者等の把握や適切な相談支援機関等との連絡調整、相談支援機関に対する指導・助言等を行う「相談支援包括化推進員」の人材育成を行います。

○ひきこもりサポーターの養成・派遣

・ひきこもり経験者やその家族をはじめ、ひきこもり支援に意欲・関心のある県民の方が、ひきこもり当事者やその家族に寄り添った支援活動に参画する「ひきこもりサポーター」制度の創設を検討します。

○不登校児童生徒等を支援する人材の育成

・不登校児童生徒やその保護者への適切な支援を行うため、教育支援センターの指導員を対象に、事例検討等を中心とした専門的な資質向上を図る研修を実施するとともに、スクールカウンセラーを対象に、実践力向上のための研修を実施します。

(3) 切れ目のない包括的な支援体制の構築（別冊 35～36 ページ）（補足資料）

ひきこもり支援に係る切れ目のない包括的な支援体制を構築するにあたっては、国・県・市町・民間団体等支援機関相互の連携とともに、福祉・保健・医療・雇用・教育という専門分野相互の連携という2つの要素が重要です。

基本的な支援体制の構築の方向性は、次のとおりです。

- ① ひきこもり当事者やその家族にとって身近な相談支援機関である市町における支援体制の整備を促進します。
- ② 三重県ひきこもり地域支援センターの専門相談機能を充実するため、支援対象年齢の引き下げ、相談方法の多様化などを検討するとともに、多職種連携チームを設置し、より専門性が求められるひきこもり当事者への訪問支援を充実します。
- ③ ひきこもり支援に係る関係機関相互の「顔の見える関係づくり」をより一層強化するため、「ひきこもり支援ネットワーク会議」について開催方法を工夫し、会議の活性化を図ることを検討します。
- ④ 県と市町の連携を強化するため、2～3圏域に広域支援機能を設ける方向で検討します。支援機能として、圏域版の「ひきこもり支援ネットワーク会議」の開催を通じて、市町において対応が困難な事案に係る事例検討、当事者の居住地に関わらず圏域内市町の当事者が利用できる居場所づくりの検討、家族教室の開催、アウトリーチ支援員の派遣などを行うことを検討します。

(4) 計画の進行管理（別冊 37～38 ページ）

3年後の目標（めざす姿）をもとに、取組の進捗状況を県民の皆さんに見える化し、PDCA（計画・実行・評価・改善）のサイクルを適切に回すため、目標を設定します。

本計画に取り組んだ成果をあらわす「計画全体の目標」と、目標値を設定しないものの「計画全体の目標」をフォローするうえで参考とする目標として「モニタリング指標」を設定し、計画の的確な進行管理を行います。

なお、目標の設定にあたっては、英国の孤独・孤立対策と同様、1つ1つの取組を指標そのものに結びつけるアプローチを行うことなく、「数字だけにとらわれない『緩やかな態度、姿勢』」に留意することとし、定性的なものも含めます。

<計画全体の目標>

- 「ひきこもりに関する理解が進んだ」と感じる県民の割合
- ひきこもり当事者やその家族に寄り添った包括的な支援体制の整備が進んでいる

<6つの取組方向ごとの目標（モニタリング指標）>

- ① 情報発信・普及啓発
 - ・ ひきこもり支援に関する講演会等への参加者数
 - ・ SNSアカウントにおける投稿件数
- ② 対象者の状況把握・早期対応
 - ・ 市町における相談窓口および市町プラットフォームの設置・運営数
 - ・ 義務教育修了後、進路未定の不登校児童生徒が関係機関につながり、福祉や医療等と連携した支援が必要な児童生徒を見落とさず、早期の支援が実施されている
- ③ 家族支援
 - ・ 検討中
- ④ 当事者支援
 - ・ アウトリーチ支援員による面談・訪問・同行支援件数
 - ・ 不登校支援アドバイザーによる訪問型支援の実施回数
- ⑤ 社会参加支援
 - ・ 検討中
 - ・ 子どもの居場所数
 - ・ 民間施設等が行う体験活動への支援回数
- ⑥ 多様な担い手の育成・確保
 - ・ 相談支援包括化支援員養成数
 - ・ ひきこもりサポーター制度の創設

3 今後のスケジュール

令和3年	12月17日	県議会常任委員会で説明（中間案）
	12月18日	} パブリックコメント実施
	～	
令和4年	1月17日	}
	2月上旬	社会福祉審議会で説明（中間案）
	2月上中旬	推進委員会・庁内検討会議で協議（最終案）
	3月15日	県議会常任委員会で説明（最終案）
		計画の策定